

ごみコミ えべつ

第32号

一人ひとりのマナー
の向上が「ポイ捨て
のないきれいな街
づくり」に!!

ごみ・資源物は

収集日当日、**朝9時**までに

ごみステーションに出しましょう。

* 収集時間は、その日の天候やごみの
量などにより変動します。

発行/平成20年9月

江別市 〒067-0051 江別市工業町14番地の3

企画・編集、お問い合わせ/環境室 減量推進課

TEL 383-4211 FAX 382-7240

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

10月1日からごみの分別が変わります!

- プラスチック類の大半が「燃やせるごみ」へ
- 木類の一部が「燃やせないごみ(砕くごみ)」へ

現在、環境クリーンセンターには、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」が運ばれ、埋め立てごみを最小限に減らすため、どちらも可燃性のものは全て熱分解処理していますが、「燃やせるごみ」の中には合板や木の根、生枝木など、細かく破碎しないと熱分解しにくい木類が含まれています。一方、「燃やせないごみ(砕くごみ)」の中には、プラスチック製の薄い容器や包装材など破碎の必要のないものが多く含まれています。

今回の見直しにより、処理工程での破碎の要否に合った分別区分にすることで運転効率を高めます。詳しい分別方法は、同時配布の **分別の手引き** をご覧ください。

● 変更後の区分別：

【燃やせるごみ】

薄く・軟らかく・細かなもの



プラスチック製容器



カップ



わりばし



小枝

【燃やせないごみ(砕くごみ)】

厚い・硬い・かたまり状のもの



プラスチック製まな板



ゴルフボール



風呂のふた



剪定木



廃木材

※ 旧版の手引きは、新しい「分別の手引き」と内容が違いますので、処分をお願いします。

こんなとき、どうするの？

分別変更について、6月から説明会を開催しておりますが、その中で出された疑問点の項目を抜粋して掲載しますので、10月からのごみ・資源物の出し方の参考としてください。

質問：1 プラスチック製品は全て「燃やせるごみ」になるの？

回答：1 ほとんどのプラスチックは「燃やせるごみ」になりますが、一定の目安（板状で厚さ 0.5 cm、棒状・球状で径（太さ）が 2cm）を超える「厚いものや、かたまりのもの」及び金属との混合物は、砕く必要があるため「燃やせないごみ（砕くごみ）」へ出してください。

質問：2 10月からプラスチック類が「燃やせるごみ」になりますが、ペットボトルや白色トレイはどうなるの？

回答：2 今までどおり「ペットボトルと白色トレイ」は分別し、市で収集する「資源物」の収集日に出してください。ただし、油などが付着し、汚れがひどいものは、リサイクルに適さないので、10月からは「燃やせるごみ」として出してください。

質問：3 庭木など剪定した木の出し方は？ 木類は「燃やせないごみ」に出すと埋め立てられてしまうの？

回答：3 小枝などのごく細かいものは「燃やせるごみ」でかまいませんが、太さの目安で2cmを超えるものは「燃やせないごみ（砕くごみ）」に出してください。また、指定ごみ袋に入らない場合は、長さ1m以下、束の径を50cm以下に束ねて、80円の「ごみ処理券」を1束ごとに直接貼って出してください。

なお、木類は「燃やせないごみ（砕くごみ）」で収集しても、破碎処理をした後、熱分解処理しますので埋め立てしません。

質問：4 ダンボール箱に枝木を入れて「ごみ処理券」を貼って出してもよいの？

回答：4 ダンボール箱に貼って出すことはできません。
指定ごみ袋を使用するか、束ねて、その束に直接「ごみ処理券」を貼ってください。

質問：5 「燃やせないごみ（砕くごみ）」の指定袋を「燃やせるごみ」の指定袋に交換したり、返品・返金することはできるの？

回答：5 指定ごみ袋の料金は袋の代金ではなく「ごみ処理手数料」としていただいたもので、返金することはできませんし、返品や交換することもできません。

ただし、10月以降、「燃やせないごみ」が減り、「燃やせるごみ」が多くなるものと予想されます。どうしても袋があまる場合は、「燃やせないごみ」用の袋を「燃やせるごみ」用の袋としてお使いいただけますが、その際には油性ペンなどで表示を書き直す、もしくは紙を貼って表示を「燃やせる」と修正するなどの表示の変更をお願いします。

指定ごみ袋は1枚からでも購入できます。

質問：6 10月以降、間違っ出た場合、収集されるの？

回答：6 従来の基準で出された場合でも当面は収集しますが、同時に配布する新たな「分別の手引き」を参考に適正な分別にご協力をお願いいたします。

10月から「ごみ処理券」の使い方も一部変わります

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ（碎くごみ）」は指定ごみ袋で出すことが基本です。指定ごみ袋に入らない場合は、ごみ1品目ごとに、ごみ処理券を直接貼って使います。

ごみ処理券	区 分 （1個の最も長い辺の長さ）		金 額
	～ 50 cm 以下のもの		80 円
	50 cm 超 ～ 1 m 以下のもの		160 円分

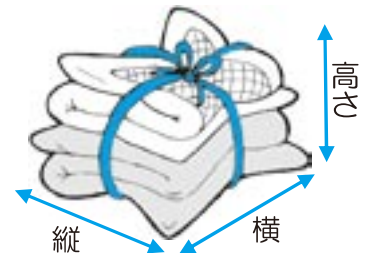
※ 長さが1 m 超でも収集する品目は、240 円分となります。

* 1 m を超えて出せる品目は、分別の手引き内の「ごみの分別辞典」に掲載しています。

● 布団や敷物の排出方法

これまで布団類や敷物類（じゅうたんなど）は、その品目の「元の広げた状態の長さ」に応じた金額としていましたが、10月からは、他のごみと同様に、「折りたたんだり、丸めた状態での最も長い辺の長さ」に応じた金額のごみ処理券となります。

なお、布団（敷き布団・掛け布団）については、これまでどおり2枚までを束ねて1組として出すことができますが、その他のものは全て1品目ごとにごみ処理券が必要となります。



※ 縦・横・高さのうち最も長い辺の長さに応じた金額分の処理券を貼ってください。

● ごみを束ねた排出方法

これまで、木類（枝木や廃木材）は束にできましたが、10月からは「棒状」の木類・プラスチック類・金属類も混ぜて束にすることができるようになります。

この場合の「ごみ処理券」は、1束ごとに貼ることになります。

● 棒状束の区分の例

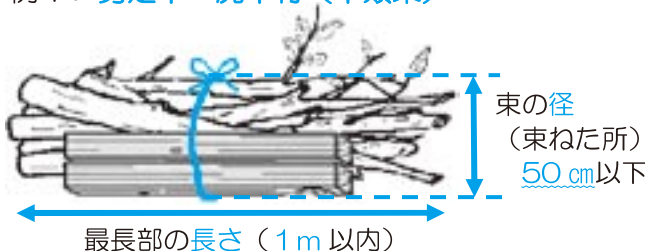
区 分	最長部の長さ	束の径（直径）	金 額
枝木・剪定木・廃木材（木類束）	～ 1 m 以下のもの	～ 50 cm 以下のもの	80 円
棒 状 束（木類・プラ類・金属）	～ 50 cm 以下のもの	～ 20 cm 以下のもの	80 円
	～ 1 m 以下のもの	～ 20 cm 以下のもの	160 円分

※ 棒状束は、木・プラスチック・金属製品などの複数の品目を合わせて束にすることができます。（金属類のみの束、プラスチック類のみの束もこれに準じます）

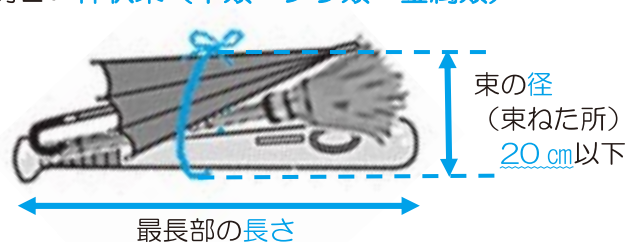
※ 1 m を超えて出せる品目を含んだ束は、240 円分となります。

● 棒状束の出し方の例

例1：剪定木・廃木材（木類束）



例2：棒状束（木類・プラ類・金属類）



* 1本の大きさなどの基準や板状の束の区分など、詳しくは「ごみ分別の手引き」をご覧ください。

